

薬生食輸発1020第1号  
令和2年10月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 中国産乾燥きくらげの取扱いについて

標記については、米国及びカナダにおけるサルモネラ食中毒に関連する食品の回収事例を踏まえ、令和2年10月7日付け薬生食輸発1007第2号により通知したところです。

今般、回収対象である製品の製造に関係する新たな情報を入手したことから、製造者名の情報を下記のとおりとします。

については、当該製造者が製造した乾燥きくらげが輸入届出された場合には、輸入者に対し、本回収事例との関連性について確認するよう指導するとともに、関連がある場合は、積み戻し等を行うよう指導願います。

また、関連がない場合は、貨物保留の上、輸入者に対し、サルモネラ属菌に係る自主検査を実施するよう指導方願います。

なお、令和2年10月7日付け薬生食輸発1007第2号は本通知をもって廃止します。

### 記

- 1 製造者名：SHANGHAI DASHANHE EDIBLE TECHNOLOGY CO., LTD.  
ZHANGZHOU HONGYUN AGRICULTURAL & BY-PRODUCTS CO., LTD.
- 2 参 考：  
米国食品医薬品局ホームページ  
<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/wismettac-asian-foods-voluntarily-recalls-dried-fungus-due-potential-salmonella-contamination>  
カナダ政府ホームページ  
<https://healthycanadians.gc.ca/recall-alert-rappel-avis/inspection/2020/74019r-eng.php>